若美風力開発株式会社(※) 「若美風力発電事業環境影響評価準備書」 に対する勧告について

平成26年12月26日経済産業省 商務流通保安グループ電力安全課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「若美風力発電事業環境影響評価準備書」について、若美風力開発株式会社(※)に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

※ 本件については、風力開発株式会社から若美風力開発株式会社に承継され、 平成26年9月29日付けでその旨の通知を受けている。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

・場 所: 秋田県男鹿市 ・原動力の種類: 風力(陸上)

·出 力:最大21,000kW(3,000kW×最大7基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成26年 7月29日
住民等意見の概要受理	平成26年 9月29日
秋田県知事意見受理	平成 2 6 年 1 2 月 5 日
環境大臣意見受理	平成 2 6 年 1 2 月 8 日

問合せ先:電力安全課 磯部、長井、笠原 電話03-3501-1742(直通)

若美風力開発株式会社 「若美風力発電事業環境影響評価準備書」 に対する勧告内容

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1)事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3)調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- (4)対象事業実施区域の周辺では、他事業者による風力発電所が既に供用中 又は設置が予定されており、これら発電所との累積的な環境影響が懸念さ れる。このため、実行可能な範囲で周辺の他事業者と周辺の環境情報を共 有し、地域全体で効果的な環境保全措置を講ずることで、環境影響を低減 させるよう努めること。

特に事業実施区域北東に位置する供用中の風力発電所と本発電所との距離は300メートル程度しか離れておらず、その連続性により累積的な環境影響が懸念されるため、より慎重に環境保全措置を検討する必要がある。

(5) 事業の実施に当たっては、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。また、現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講ずること。

2. 各論

(1) 風車の影について

風車の影による近隣住居への影響が懸念されることから、風車の影による影響について事後調査を実施し、その結果に応じて、稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 騒音等について

- ① 風力発電機から発生する騒音のパワーレベル等について、準備書に記載されている風力発電機と設置する風力発電機との整合性を確認し、必要に応じて、予測及び評価を再度行い、その結果を評価書に反映すること。
- ② 1号風車及び2号風車の近隣には住居や環境の保全についての配慮が特に必要な施設である社会福祉施設等が存在し、静隠な環境を要する夜間においてこれら施設への騒音の影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。

このため、1号風車及び2号風車については、風車の配置の再検討及び 低騒音型の風力発電設備の採用を検討すること。

③ 供用後の事後調査は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に沿って 実施し、その結果に応じて、稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を 講ずること。

(3) 鳥類について

① 対象事業実施区域及びその周辺では、ミサゴやオオタカ等の希少な猛きん類の飛翔が確認されている。また、事業実施区域東側には八郎潟鳥獣保護区が位置し、渡り鳥の集団渡来地として指定されており、特にガンカモ類を中心とした冬鳥の渡来地となっている。さらに、対象事業実施区域周辺で供用又は建設が予定されている風力発電所との累積的な影響も懸念される。これらのことを踏まえると鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。

このため、鳥類に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、 これまでに実施した調査結果並びに専門家及び行政機関等からの助言を踏 まえて、供用後の事後調査を適切に実施し、それらの結果及び環境保全措 置の内容等を公表すること。

また、鳥類の誘引が確認された場合等、事後調査により判明した内容に応じ、専門家等からの助言を踏まえて、鳥類等の衝突のおそれがある時間帯の稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

- ② 生態系上位種であるノスリやハヤブサ等の好適な採餌環境を改変することから、土地改変面積を最小限にするなど事業実施区域内における餌場環境の保全に一層努めること。
- ③ 衝突等による死亡・傷病個体の確認を適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(4)植物について

事業着手前にハタガヤの生育状況を再確認し、可能な限り影響の回避に努

めること。また、やむを得ず代償措置として、本種の移植を実施する際には、 移植方法及び移植先の選定が移植の成否を決める重要な要素となるため、専 門家等の助言を踏まえて、慎重に実施するとともに、その結果及び経過等を 公表すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。